

田中真紀子元外相の長女の私的事情を記事にした週刊文春に対し、東京地裁は出版差し止めなどを命ずる仮処分命令を下した。言論界からは、表現の自由を制限するものであるとの批判が相次いだ。わが国憲法での状況を見てみよう。

アメリカでは、プラ

イバシーや名誉毀損が問われる報道は、報道後の損害賠償は認められても、事前差し止めは厳しく制限されている。損害賠償を求める訴訟では、現実に生じた損害に対して懲罰的損害賠償

の請求も認められている。これには賠償金の上限がない、陪審員の心証によって位になる。」のような訴訟に備え、保険会社からの出版社責任保険 (media-perils liability insurance) が売り出されている。

◆ ◆ ◆
田中元外相が長女の結婚に対する批評として掘り下げていれば、「私生活のこと」でも公共の利害に関する事項だと言えたであろう。

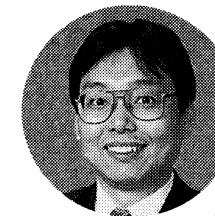
アメリカでは、原判は、原告が公務員もしくは公人であるか、

事実が「公共の利益 (public interest)」に関する事項である場合には、②報道事実に誤りがありかつ③その誤りについて被告に故意または重大過失があるとき限り、名誉棄損が成立すると判断した。この判例が、文春事件で援用されている北方ジャーナル事件の最高裁判決 (八六年) に引き継がれている。

◆ ◆ ◆
田中元外相の長女が結婚に対する批評として掘り下げていれば、「私生活のこと」でも公共の利害に関する事項だと言えたであろう。

◆ ◆ ◆
田中元外相の長女が結婚に対する批評として掘り下げていれば、「私生活のこと」でも公共の利害に関する事項だと言えたであろう。

「週刊文春」問題



山本 隆司

やまもと・たかし=弁護士、弁理士、ニューヨーク州弁護士 1954年生まれ。著書に『アメリカ著作権法の基礎知識』など。

米国では訴訟対策保険も

表現の自由は
なにゆえ強く
保護されなければならぬ
のか。

第一に、伝

に関する先例「シユルマン事件」では、交通事故の被写者が救急隊員の活躍をドキュメントするテレビ番組において映像と会話を放送 (顔・氏名を削除せず) されたのはプライバシー侵害であると訴えた。カリフォルニア州最高裁判所の判決に対する差し止めの要件の一つとして、「当該記事が公共の利害に関する事項」に満たすものまで含めてしまつてある「タイム社対ヒル事

件で援用されている北方ジャーナル事件の最高裁判決 (八六年) に引き継がれている。

◆ ◆ ◆
他のプライバシー報道

を挙げたのに応する。田

中元外相が長女の結婚に反対したというような事実

を、文春の記事が田中元外相の議員としての適格性に

対する批評として掘り下げていれば、「私生活のこと」でも公共の利害に関する事項だと言えたであろう。

◆ ◆ ◆
もともと、

を挙げたのに応する。田中元外相が長女の結婚に反対したというような事実を、文春の記事が田中元外相の議員としての適格性に

対する批評として掘り下げていれば、「私生活のこと」でも公共の利害に関する事項だと言えたであろう。

◆ ◆ ◆
べき根拠とはならない。

第三に、社会に存在する虚偽・虚偽を暴き眞実の姿

を公衆に伝達することが民

主主義の成立に不可欠だか

らか。国民は眞実を知らな

ければ正しい政治的判断を行えない。」にこそ表現の自由の核心がある。批判

・批評は、日本ではあまり

好まれないが、表現の自由として強く保護されなけれ

ばならない。

したがって、公共の利害も、社会に存在する虚偽・

虚偽を暴き眞実の姿を公衆に伝達するものか否かが問

われなければならない。

「公共の利害 (public interest) ・インタレスト)」を「公衆の関心事」ないし「一般

外の家族の私生活を暴き公衆の観察興味・好奇心を満たすものではあつた」。しかし、公衆の要求

を満たすだけであれば情報満たすもの、すなはちただ

言い換えること (立花隆氏)

「週刊文春」四月十五日号は、広く公衆の要求を満たすもの、すなはちただ

の観察興味・好奇心を満たすものまで含めてしまつてある。表現の自由が経済活動危険がある。